

住宅リフォーム工事標準注文書・請書

(小規模工事用)

(6 枚複写 10 組 ノーカーボン)

一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

住宅リフォーム工事標準注文書・請書

(小規模工事用)

令和2年3月 制定
令和4年6月 改定
令和6年6月 改定
令和7年9月 改定
令和8年10月 改定

発行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビルディング4階

TEL. 03-3556-5430

FAX. 03-3261-7730

URL <https://www.j-reform.com>

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、住宅リフォーム関連の団体と、全国の都道府県・政令指定都市等で構成された、住宅リフォームの基幹となる全国組織です。

住宅リフォーム工事標準注文書・請書について

(小規模工事用)

1 書面交付の義務

建設工事の請負契約においては、すべての工事で所定の事項を記載した契約書面を交付しなければなりません（建設業法第19条）。しかしながら、現状のリフォーム工事、特に小規模なリフォーム工事においては、契約書を取り交わしていない、または曖昧な内容による契約や安易な変更等によるトラブルが発生しています。

2 「住宅リフォーム工事標準注文書・請書（小規模工事用）」と「住宅リフォーム工事標準契約書（中・大規模工事用）」の二本立て

本契約書面は主に請負金額50万円未満程度かつ単一工事用として「標準注文書・請書（小規模工事用）」（本書）と、主に中・大規模工事用として「標準契約書」の二本立てになっています。リフォーム工事の契約の際は必ずこれらの契約書面を使用してください。

3 本標準注文書・請書の利用について

この住宅リフォーム工事標準注文書・請書は、**小規模な工事（請負金額50万円未満程度かつ単一工事）のうち、契約時に設計図、仕様書等の添付がなく「7.内訳」にすべての見積内容が記入できる工事での使用を想定しています。**

（例：請負金額40万円で契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付する工事
⇒請負契約書を使用）

契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付する工事については、当協議会が発行している「住宅リフォーム工事標準契約書」を別途用意しています。

4 工事および工期の変更について

リフォーム工事中に工事の変更や追加が生じた場合の、変更・追加工事の内容や工期の延長日数については、注文者と請負者で協議して、双方合意の上で決めてください（「住宅リフォーム工事請負契約約款」第10条に記載。）。（6頁参照）

また、その際には**変更等の内容について、必ず書面での合意を行った上で、その書面を当初の契約書面と一緒に保管してください。**

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページからも、標準的な「住宅リフォーム工事内容変更合意書」がダウンロードできますのでご利用ください。

5 印紙税について

この住宅リフォーム工事標準注文書・請書では、注文者が請負者に「注文書」を提出した時点ではまだ契約が成立していませんので、印紙税の課税対象にはなりません。注文書の提出を受け、請負者が注文者に「請書」を提出する時点で印紙税が課税されます。

下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、印紙を貼付してください。

なお、下表の「契約金額」は、住宅リフォーム工事標準注文書・請書の7.内訳の「工事価格（税抜）」の欄に記載された金額となります。

契約金額（税抜）	印紙税率
1万円未満	非課税
1万円以上100万円以下	200円
契約金額の記載のないもの	200円

詳細は国税庁のホームページをご参照ください。

6 工事請負契約約款について

請負者は、リフォーム工事を請け負う場合、取り決め事項を記載したこの「工事請負契約約款」の内容を、注文者に十分説明する必要があります。

「工事請負契約約款」の条文の内容について、分かりづらいものや質問の多いものについて以下に解説しています。

■頭書部分3（工事期間）

建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結が禁止され（建設業法第19条の5第2項）、令和7年12月から義務化されました。建設業法令遵守ガイドライン（第12版）においては、「著しく短い期間」とは「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」を「工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）などに照らして不適切に短く設定された期間」と位置付けています（建設業法令遵守ガイドライン（第12版）P24）。

なお、工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（建設業法第20条の2関係）との関係については、後述の■第10条をご参照ください。

■頭書部分4（工事を施工しない日・時間帯）

令和2年10月に施行された建設業法19条1項4号に基づき、工事を施工しない日及び時間帯を記載できるようにしました。

■頭書部分5（解体等工事に係る石綿使用に関する事前調査について）

石綿の調査については、令和3年4月以降、アスベストの事前調査が義務

付けられ、調査結果を3年間保管しなければなりません。また、令和4年4月以降においては、一部の案件においては調査結果の報告が義務付けられ、令和5年10月以降は調査分析を有資格者にすることが義務付けられました。さらに、工作物については、令和8年1月から義務付けられました。よって、建築物の解体・改修・リフォーム工事の全てが対象となっているため、解体工事の有無に関して環境省の「解体等工事に係る事前調査説明書面」の様式をモデルに「標準契約書」、「標準注文書・請書（小規模工事用）」にそれぞれ記載することにしました。

なお、木材、金属、石、ガラスなどアスベストを含まないことが明確な素材で構成された建材の工事や、畳や電球のようにアスベストを含まない素材の除去作業及び釘抜きや釘打ちなど材料に極めて軽微な損傷しか与えない作業、現在の塗装の上から重ね塗装をする場合や、材料を追加する場合には調査不要とされます（建築物等の解体等に関わる石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月改正）P88）。不要な場合にはいずれに該当するかを記載する必要があります。

■頭書部分6（請負金額）

建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結が禁止されました（建設業法第19条の3第2項）。

建設業法令遵守ガイドライン（第12版）においては「不当に低い請負代金の禁止」を「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負金額とする請負契約を請負人と締結することを禁止するもの」と定義しています。

なお、著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（建設業法第20条）については、以下の点にご注意ください。

① 材料費等記載見積書の作成及び交付

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもののほか当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書を作成するよう努めることとされました。材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこととされました。

さらに、建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努

めることとされ、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立（変更契約も含む）するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされました。

② 「著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（建設業法20条）」

建設工事の注文者は、建設業者に対し材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回るようになる変更を求めてはならないとされ、必要な場合には国土交通大臣及び都道府県知事が勧告等を行うことができることになりました。

■第2条（一括下請負・一括委任の禁止）

同条のほか、本契約約款においては、承諾解除通知等を書面によって行うものとしています。

この書面については、実務の実情を考慮して、電子メール等紙媒体の書面によらない通知措置も含む旨を規定しています。

特定商取引に関する法律の令和3年改正により、いわゆる「クーリング・オフ」についても、電子メール等電磁的記録による通知も可能となりました。このような特定商取引に関する法律の改正に合わせて、電子メール等の電磁的記録によるクーリング・オフの通知も可能となりましたので、ご注意ください。

■第2条の2（迷惑行為の禁止）

2026年（令和8年）10月施行の改正労働施策総合推進法において顧客や取引先からの過度な言動（カスハラ）から従業員を守るための体制整備が事業者には義務化されたことに伴い、新たに約款に記載しました。記載が義務付けられたものではありませんが、正当な理由がない過度な要求、暴言その他の社会通念上許容される範囲を超えた行為については書面（メール等を含む）をもって必要な措置を実施するように契約当事者が相手方に要求できるとし、要求を受けた側は応じるように努めなければならないとしました。

■第3条（権利・義務などの譲渡の禁止）

第1項の「譲渡禁止特約」が規定された場合でも、民法では第三者への債権譲渡は有効となります。

ただし、悪意重過失の譲受人に対しては履行を拒むことができるので、通常は譲渡禁止特約が規定されていることが殆どであることから、悪意者に該当するケースが多いと思われます。

■第4条（適正な請負代金及び完了確認・代金支払い）

第1項については建設業法第19条の3第2項により、建設業者に、自ら保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令が定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないと義務付けられました。これに基づき、労務費を含む工事代金（材料費など）について適切な工事代金で契約することを契約上確認することとしました。

■第6条（第三者への損害および第三者との紛議）

第2項記載の「前項に要した費用」とは、たとえば、調査費用、裁判費用（訴訟費用）等が想定されます。

■第7条（不可抗力による損害）

注文者・請負者のいずれにも責任のない不可抗力による損害については、第1項で請負者が損害の状況を速やかに注文者に通知することを規定しています。そして損害が発生した場合には、第2項において、注文者と請負者が協議した上で、重大なものであり、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められる場合には、注文者が負担することを規定しています。

■第8条（契約に適合しない場合の担保責任）

契約不適合責任期間については、国土交通省の定めた建設工事業標準請負契約約款の改正内容と同様に、責任期間は「引渡しから2年」としました。

ただし、「建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽」について、1年以上経過したものについては施工上の瑕疵か使用上の瑕疵か判別しにくいことに鑑み、責任期間は「引渡しから1年」と規定しました。

なお、民法の契約不適合責任の改正内容については10頁の「※民法上の契約不適合の責任について」を参照してください。

また、第2項は、請負者が保証書を発行している場合は、従前どおり第1項の約款の定めにかかわらず、保証期間が優先することを規定しました。

また、第3項において、第5条に基づく「注文者の支給材料または貸与品並びに注文者の指図が原因である場合」に、請負者は責任を負わない旨を規定しました。

■第9条（打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合）

注文者の責めに帰すべき事由により完成することができなくなった場合には請負者は報酬請求ができます（改正後民法第536条2項）。

また、注文者の責めに帰すことができない事由により工事が完成不能となった場合（請負者に帰責事由がある場合を含む）、完成前に解除された場合には出来高分について請求することができます（改正後民法第634条）。

■第10条（工事の変更・工期の変更・請負代金の変更）

- (1)(2) 第1項及び第2項は、改正建設業法第20条の2に基づき建設工事の注文者及び請負者は、工期または請負代金の額に影響を及ぼす恐れがある事情を注文者が請負者に対して、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期または請負代金の額に影響を及ぼす恐れがある事情を請負者は注文者に対して、契約を締結するまでに相手方に通知し、情報共有をした上で、請負者が通知した事象が発生した場合には注文者には協議に応じることを努力義務として定めたものです。

以上から、第1項に注文者・請負者それぞれの通知すべき内容を定め、第2項において注文者は通知をした内容が生じた場合には請負者との協議に応じるように努めなければならないとしました。

なお、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版 令和8年1月改訂版）」においては、「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、建設業法第20条の2第2項に基づき契約前に受注予定者から発注者に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議に準じて誠実に協議に応じることが求められる。

よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に発注者にその旨を通知しておくことが望ましい。」との記載があります。

- (3) 第3項は、注文者による工事や工期の変更について、当事者の合意によって決めることや追加工事代金が発生する場合の代金支払の請求を請負者ができること等について規定しています。工事や工期の変更の際には、変更等の内容について、必ず書面（電子

メール等を含む)での合意を行った上で、その書面を当初の契約書面と一緒に保管してください。

(4) 第4項(追加・変更工事の工期)

頭書部分3にて記載のとおり、建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されます(第19条の5第2項)。よって、工期の変更を行う場合にも著しく短い工期にすることはできません。「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」についての解釈は頭書3において記載のとおりです。また、工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等(第20条の2)については、(1)(2)に記載のとおりです。

(5) 第5項(追加工事代金の請求)

建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結が禁止されます(建設業法第19条の3第2項)ので、追加工事代金の決定に際しても不当に低い追加工事代金にすることはできません。この点は、頭書部分6に記載のとおりです。

「(追加代金は理由に応じて注文者と請負者が協議することとし)協議にあたっては、工事に関わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」という文言に加えて「協議にあたっては、工事に関わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮し、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とはしないものとする」を加えました。

また頭書部分6で記載のとおり、著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等(建設業法第20条関係)が令和7年12月に施行されました。建設工事業者は、適切な見積書を作成することが求められ、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならず、注文者も、この見積書の内容を考慮することが求められ、これを著しく下回るようになる変更を求めてはならないことになりました。

(6) 第6項(不可抗力による追加工事代金の変更及び工期の延長)

① 変更方法について

改正により請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加(建設業法第19条第1項)が義務付けられ、建設業法令遵守ガイドライン(第12版 令和8年1月改訂版)においては、契約書に記載すべき事項(建設業法19条1項)の「(請負代金の額の変更及び)その額の算定方法」に関して「(元請負人と下請負人が)協議して定める。協議にあたっては工事に係わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」旨を記載す

ることが考えられる、との記載があります（建設業法令遵守ガイドライン（第12版 令和8年1月改訂版）P9）。そこで第10条6項に「協議にあたっては、工事に係わる価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する」との記載を加えています。

② 協議における注意点

工期の延長については頭書3における「著しく短い工期による請負契約締結の禁止」、追加工事代金については頭書6における「不当に低い請負代金の禁止」の点を考慮する必要があります。

■第11条（注文者の中止権・解除権）

第1項は、注文者が、必要に応じて工事を中止または解除することができることを規定しています。

第2項は、請負者が工事を遅延した場合に注文者があらかじめ書面をもって催告した後に解除できる旨を規定したものです（これを「催告解除」といいます）。なお、令和2年4月施行の民法改正を反映して、但書において「不履行の内容が軽微であるとき」には解除できないことを規定しています（改正後民法第541条但書）。

第3項第二号は、第2項と異なり、注文者があらかじめ催告することなく（無催告）ただちに解除できる場合を規定しているもので、解除する場合には請負者の帰責事由は求められず、一定の要件を満たした場合には、催告することなくただちに解除できるケースを規定しています。

ただし、いずれの場合も解除の原因が注文者にある場合には解除はできません。

■第13条（解除に伴う措置）

第11条および第12条において解除された場合の精算や引取および処分方法について規定しています。

■第14条（遅延損害金）

遅延損害金の具体的な計算方法は、次のとおりです。

$$\{(\text{請負代金}) - (\text{工事済部分相当額} + \text{搬入工事材料相当額})\} \times 14.6\% \div 365 \text{日} \times \text{遅延日数}$$

（例）請負代金から工事済部分相当額と搬入工事材料相当額を控除した額が100万円で遅滞日数が10日の場合

$$100 \text{万円} \times 14.6\% \div 365 \text{日} \times 10 \text{日} = \boxed{4,000 \text{円}}$$

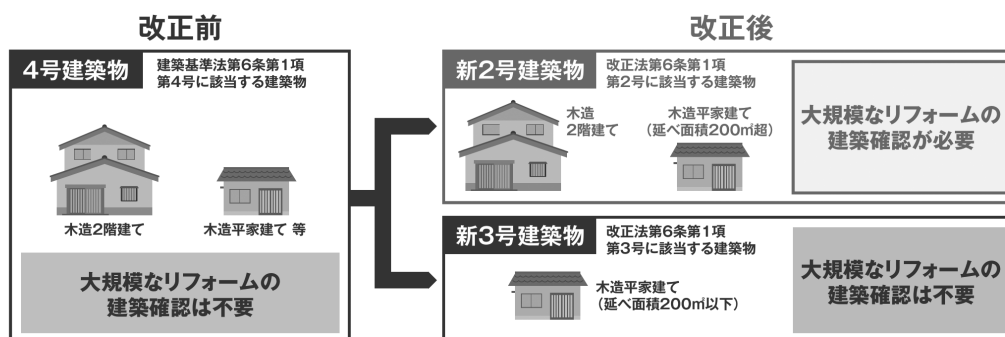
なお、特定商取引法に規定された訪問販売による請負契約に該当する場合には法定利率（令和8年10月現在年3%）に限定されます。ここでいう訪問販売とは、営業所以外の場所において締結する契約です。

■第15条（個人情報の取扱い）

注文者の個人情報を請負者が利用する範囲について規定しています。第三者に提供できない「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神的障害等の障害のあること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、逮捕歴や保護処分等を指します。

■その他（令和7年4月の建築基準法改正について）

令和7年4月の建築基準法改正により、二階建ての木造戸建等において大規模なリフォーム^{※1}を行う場合は、事前に建築確認申請手続きや建築士による設計・工事監理^{※2}が必要となります。なお、違反した場合は、罰則が措置されています。



出典：国土交通省チラシ「2025年4月から木造戸建の大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になります」

※1 建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床（最下階の床は除く）、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。

※2 延べ面積が100㎡を超える建築物^{※3}で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。（建築基準法第5条の6の規定による）

※3 建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

■クーリング・オフの権利行使について

第2条においても説明したとおり、クーリング・オフの権利行使は、書面又は電磁的記録により行うことができ、これには電子メール等も含まれることになりましたので、注意してください。

■民法上の契約不適合の責任について

令和2年4月に改正施行された民法と改正前の民法との違いを中心に説明します。

1 損害賠償請求

改正前民法では、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求は無過失責任（過失がなくても責任ありとされるもの）ですが、新民法では過失責任となります（改正後民法第415条第1項）。

2 解除権

約款第11条および第12条のとおりです。

改正後民法では解除する場合に相手方の帰責事由は求められず、一定の要件を満たした場合には解除できることになります。

ただし、解除の原因が注文者にある場合には解除はできません。

また、「不履行の内容が軽微であるとき」には解除できないことが規定されています（改正後民法第541条但書）。

3 修理（追完）請求

注文者の修理（追完）請求権については、買主の追完（修理）請求権を規定した改正後民法第562条を、請負の場合にも準用しています（改正後民法第559条）。

ただし、新たに「売主（請負者）は、買主（注文者）に不相当な負担を課するものでないときは、買主（注文者）が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる」（改正後民法第562条）ことが規定され、修理工事の内容については注文者の要求どおりとなるとは限らないことになっています。

4 報酬減額請求

売買に規定されていた代金減額請求権（改正後民法第563条）が請負にも適用され（改正後民法第559条）、以下の場合には注文者は何ら催告することなく直ちに報酬の減額を請求することができます。

- ① 履行の追完が不能のとき
 - ② 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしたとき
 - ③ 特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約目的を達成できない場合に請負者が履行の追完をせずに時期を経過したとき
 - ④ 注文者が催告しても履行の追完を受ける見込がないことが明らかなとき。
- ただし、注文者の責めに帰すべき事由による場合には請求できない（改正後民法第559条～第563条）。

なお、報酬減額請求権を行使した場合には契約の解除はできなくなります。

5 権利行使期間

権利行使を行うには、従来、損害の根拠等を明確にする必要がありますが、改正後民法では「不適合を知ってから1年以内の通知」とされ（改正後民法第637条）、契約に適合していないという不適合の事実さえ通知すればよい（具体的な根拠までは不要）ことになっています。

また、消滅時効期間が5年間となっています（改正後民法第166条第1項）。

作成・提出の手順

- ・この契約書は注文書・請書の2枚組(複写)で、裏面に「住宅リフォーム工事請負契約約款」が記載された書式構成となっています。
- ・この契約書は、注文者が請負者に対し「注文書」を提出した後、請負者から注文者への「請書」の提出をもって契約が成立します。

1. 注文書を作成する。(別紙記入例参照)

事前に請負者から提出された見積書について、注文者と請負者が合意した上で、注文書を作成していきます。

- (1) 請負者が、「注文書」の1. 工事名称～8. 支払方法までを記入する(複写式なので、「請書」の同じ項目は複写されます。)
- (2) 請負者が「注文書」の左上の「 御中」欄に請負者の社名を記入します。

※請負者の住所、社名を判子で押印する場合の注意点

住所、社名を判子で押印する場合は、水性インキのスタンプ台をご使用ください。

(複写用紙の性質上、油性インキのスタンプ台や朱肉等を使用すると、隣接するページの発色文字ににじみ・退色等が生じる場合があります。)

- (3) 請負者は、「注文書」に記入したリフォーム工事の内容、および約款(クーリング・オフが適用される場合はその説明)等を注文者に説明します。内容についてご了解いただいた後に、注文者に「注文書」の「注文日」欄、「注文者」欄への記入、押印を依頼します。注文者が連名の場合は、2名の方に依頼します。

2. 請書を作成する。

- (1) 請負者は、注文者からの「注文書」を受領した後、「請書」を作成し、注文者に提出します。
- (2) 請負者は、請書の宛先(注文者の氏名)、請け日を記入後、請負者欄に住所、社名、代表者名を記入した上で、代表者印を押印します。
- (3) 請負者は、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、請負者の消印をした後、請負者が注文者に「請書」を提出することにより契約が成立します。

記入例

裏面も合わせ本書面の内容を十分お読みください。

1- (2) 〇〇建設株式会社 御 中

1- (3) 注文日 〇〇年〇〇月〇〇日

住宅リフォーム工事

注文書

本書面をもって住宅リフォーム工事注文します。
なお、請負者から請書の提出をもって契約が成立するものとします。

1- (1)

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工事期間 〇〇年〇〇月〇〇日より 〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 工事を施工しない日・時間帯 (受注者は以下の日時は本工事を施工しないものとする)
〇曜日 〇曜日 平日の午後〇時から午前〇時まで

5. 解体工事等に係る石粉使用に関する事前調査 (要 ・ 不要)
上記5.で事前調査が不要な理由 ☒ 解体等工事なし ☐ その他 ()

6. 請負金額
金 70,400 円 (税込)

7. 内訳

8. 支払方法

10,000 円 (税込)

金 金 金

60,400 円 (税込)

金 金 金

注文者 1- (3) 住 所 〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇
氏 名 〇〇 〇〇
住 所 ④
氏 名 ④

7. 内訳にすべての見積内容を記載
できない場合は、別途作成した見積書
を「注文書・請書」に添付して下さい。
なお、7. 内訳にすべての見積内容
を記載できない場合は「標準契約書」
を使用することを推奨致します。

裏面も合わせ本書面の内容を十分お読みください。

2- (2) 〇〇 〇〇 様

2- (2) 〇〇年〇〇月〇〇日

住宅リフォーム工事

請 書

印鑑貼付欄

2- (1)

本書面のとおり、住宅リフォーム工事をお願いいたします。
なお、本書面の提出をもって契約が成立するものとします。

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日より 年 月 日まで

4. 工事を施工しない日・時間帯 (受注者は以下の日時は本工事を施工しないものとする)

5. 解体工事等に係る石粉使用に関する事前調査 (要 ・ 不要)
上記5.で事前調査が不要な理由 ☐ 解体等工事なし ☐ その他 ()

6. 請負金額
金 円 (税込)

7. 内訳

8. 支払方法

金 金 金

金 金 金

金 金 金

請負者 2- (2) 住 所 〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇
名 〇〇建設株式会社
代 表 取締役 〇〇 〇〇 担 当 者 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 番 号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電 子 メ ー ル ア ド レ ス 〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇

記入例

5. 解体工事等に係る石綿事前調査が要の場合の記載例です。

記入例

解体等工事に係る事前調査説明書

①発注者 住所 〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇
氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

〇〇 〇〇 様

②元請業者 住所 〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇
氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇

電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

本気管検査済法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおりを説明します。

③解体等工事の場所	〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇 (解体等工事の名称) 木造住居解体工事
④解体又は改造・修繕着手年月日	〇〇年〇月〇〇日 延床面積 300㎡
⑤解体等工事の種類	解体 改造・修繕 間数 2 階建
⑥建築等者の竣工・竣工年	昭和 〇〇年 竣工
⑦建築物等の概要	☒ 建築物 ☐ 耐火 ☐ 耐耐火 ☐ その他 () ☒ 木造 ☐ R.C造 ☐ S造 ☐ その他 () ☐ その他工物物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録認定に基づく調査を受嘱した調査実施機関の名称等	氏名 〇〇 〇〇 調査開始期間の名称 〇〇研修センター (☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 戸建て等 ☐ その他 () 〇〇年 〇月 〇日 〇〇年 〇月 〇日
⑨調査を終了した年月日	令和5年10月1日 からは、一定の知見を有する者(建築物石綿含有建材調査者等)が行う必要がありま。
⑩調査の方法	☒ 視面 ☒ 分析 ☐ その他 () ☒ 石綿有又は石綿なし有 (詳細は別紙1のとおり) ☐ 石綿無
⑪調査結果	⑪特定建築材料の有無 ⑫破壊しないとい調査できない場所であって、解体等が施される前に確認できなかった場所 ⑬調査予定年月日 〇〇年 〇月 〇日 別紙のとおり
⑭調査結果の報告	☒ 要 ☐ 不要
⑮本気管検査済法に定める作業の実施の要否	

備考 2. 工事に特定建築材料を見つけた場合は、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を要しました。
 ⑯発注者氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名)
 〇〇年〇月〇〇日 氏 名 〇〇 〇〇

発注者へこの書面の説明を行います。
 ⑰元請業者氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名)
 〇〇年〇月〇〇日 氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

記入例

別紙 1

記入例

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

① 特定粉じん排出等作業の種類		大気汚染防止法施行規則別表第7	
1の項		建築物の解体等につき、吹付け石綿及び石綿含有塵埃等を除去する作業（石綿含有率0.0005%以下）	
2の項		建築物の解体等につき、石綿含有率0.0005%以上の建築物を解体する作業（石綿含有率0.0005%以上）	
3の項		建築物の解体等につき、石綿含有率0.0005%以上の建築物を解体する作業（石綿含有率0.0005%以上）	
4の項		建築物の解体等につき、石綿含有率0.0005%以上の建築物を解体する作業（石綿含有率0.0005%以上）	
5の項		建築物の解体等につき、石綿含有率0.0005%以上の建築物を解体する作業（石綿含有率0.0005%以上）	
6の項		建築物の解体等につき、石綿含有率0.0005%以上の建築物を解体する作業（石綿含有率0.0005%以上）	
② 特定粉じん排出等作業の実施の期間		自 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
③ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積		1 吹付け石綿 (, m) 2 石綿を含有する保温材 (, m) 3 石綿を含有する耐火気置置材 (, m) 4 石綿を含有する断熱材 (, m) 5 石綿を含有する仕上材 (上塗り塗材、100 m) 6 石綿を含有する成形板等 (カラベスト、100 m) 詳細は別紙のとおり	
④ 特定粉じん排出等作業の方法		・除去 ・ 削 ・ 込み ・ 封じ込み ・ その他 ()	
⑤ 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19第4号に定める事項を当該作業に定める方法により行われるときは、その理由			
⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付注の状況		別紙 〇〇 のとおり	
⑦ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要		別紙 〇〇 のとおり	
⑧ 作業の指示		設置予定年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 設置場所 別紙 〇〇 のとおり	
⑨ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所		〇〇建設株式会社〇〇課 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
⑩ 下請業者が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		〇〇建設株式会社〇〇課 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

備考 1 粉じん等（大気汚染防止法第18条第19号）の排出等作業（石綿除去等作業）に該当する場合に該当すること。

2 特定粉じん排出等作業（石綿除去等作業）の対象となる建築物等の配置図、付注の状況、特定粉じん排出等作業（石綿除去等作業）の実施方法等（特定粉じん排出等作業）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること。（作業工程表を含む日程表、図面等）。

